
役員報酬等に関する規定

社会福祉法人信育会

平成 29 年 6 月 15 日 制定

社会福祉法人信育会 役員の報酬等に関する規定

社会福祉法人 信育会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人信育会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、役員とは、理事、監事および評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会または評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び役員が理事会または評議員会に出席したときは 別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

2 交通費は実費を支給する。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）または評議員会（出席）以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会（出席）または評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費は実費を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

3 交通費は実費を支給する。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条第2項の報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）または評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費は実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費・実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第9条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	6,500 円
評議員会出席報酬	6,500 円
苦情対応第三者委員	6,500 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	6,500 円
理事業務報酬	6,500 円
評議員業務報酬	6,500 円
監事監査指導報酬	6,500 円
苦情対応第三者委員	6,500 円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000 円	10,000 円	実 費